

<別紙>

(仮称)砂欠山太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例第64号）第20条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、郡山市逢瀬町夏出地区の丘陵上に対象区域面積120.5ヘクタール規模の大規模太陽光発電所を新規に設置しようとするものであり、広大な森林の抜開と相当な地形の変更を想定しているが、現在、対象事業実施区域及びその周辺は谷津田環境に連続して多くの希少野生生物の生息が確認される場所として、森林と開放空間が調和共存する多様性の高い自然環境が存在し、近接して複数の住宅等の分布もあることから、生活環境及び自然環境へ相当な影響が生じることが予想されるため、既存の地形を最大限活用して、最新の環境対策や施工方法を積極的に採用するなど、事業実施による環境影響を最大限低減すること。

また、今後、環境への影響をさらに回避又は低減する新たな技術又は知見の確立が明らかになったときは、それらを積極的に採用すること。

- (2) 本計画施設は長期間にわたる使用が想定されていることから、稼働中は適切な維持管理及び設備更新等を行うことにより、経時劣化による環境影響の増加がないようにすること。

なお、本事業計画が固定価格買取制度（FIT）のもとで、健全に持続可能なものとなっており、計画施設の稼働中において発電した電気エネルギーが有効かつ効率的に利用されるよう、系統連系を含む発電の計画に十全を期すとともに、供給過剰となった場合の電気エネルギーを一時的に貯留し有効活用するための技術の活用方策について、蓄電や水素製造等の手法も含めて検討を追加し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に具体的に記載すること。

- (3) 計画施設として、太陽光パネル、パワーコンディショニングシステム、変電設備、連系先の送電線への接続設備等を設置する計画とのことであるが、基礎構造、配置、配線等を含めて構造設計等が十分に明らかにされていないため、構造設計図等を含めてそれらの内容を評価書に具体的に記載すること。

特に太陽光パネルの基本構造については、最近強風による引き抜け飛散による事故が多発していることから、十分な強度が確保されているか否か、その設計状況を明らかにすること。

また、工事の段取りについてあらかじめ明らかにするとともに、土地の造成工事については、防災調節池等の防災工事を先行実施する計画とすること。

- (4) 最近は全国各地で過去に経験のない降雨が頻発しており、毎時30mm～100mm以上に達する降雨も発生しているため、本事業計画に係る環境影響評価については、関係環境影響評価項目の予測及び評価に当たり、降雨強度は必要に応じて最新の計測値に入れ替えて見直すこと。
- (5) 計画施設稼働後に、日照を受ける太陽光発電施設からの放射等による熱の発生により、生活環境及び自然環境への影響が相当程度及ぶおそれがあることから、これらに係る環境影響評価項目を追加選定し、当該影響の有無、程度、対策等について十全となるように検討を加えて、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。
- (6) 本事業計画に近接して、別の事業者による別の大規模な新規太陽光電源開発計画の進行が明らかとなっていることから、関係事業者間での協力を努めて両事業計画による環境影響の累積的な効果について検討を追加し、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (7) 本事業計画の実施に当たっては、その計画内容や想定される環境影響等について、周辺地域住民等に丁寧に説明及び周知し、必要に応じて専門家の助言を受ける等して、その事業実施について十分な理解を得るとともに、評価書に記載しているもの及び本意見等を受けて追加する環境保全措置を確実に実施し、それらの経過や結果を事業者のホームページにおいても公表する等、積極的な情報公開に努めること。
- なお、事後調査が十全なものとなるよう、その計画を再検討し、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (8) 今後、本事業計画の内容を変更する必要性が生じ、当該変更により環境への負荷が増大するおそれがある場合には、事前に環境への影響を予測及び評価した上で、必要な環境保全措置を追加すること。
- なお、計画施設の工事中又は稼働中に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合にも、相当の環境保全措置を追加すること。
- また、事業実施まで長期間を要する場合には、対象事業実施区域及びその周辺の社会環境、生活環境及び自然環境等の変化の状況を踏まえ、計画を適切に再検討すること。

## 2 大気質について

対象事業実施区域及びその周辺は、元来、自然豊かで閑静な地域であり、本事業計画の実施に当たっては、相当大規模な土地の形質の変更などが想定されていることから、工所用資材の搬出入による場合などを含めて発生する窒素酸化物、粉じん等については、最大限低減し、周辺地域住民の生活、遺跡、野生生物相その他自然環境等に影響が及ぶことのないようにすること。

## 3 騒音、振動及び低周波音について

- (1) 計画施設の設計に当たっては、一般に太陽光発電施設に付随する騒音、振動及び低周波音（以下「騒音等」という。）に係り、パワーコンディショニングシステム、変電設備等から発生するものによる影響が指摘されるようになり、それらについて科学的に

未解明な部分も多いことから、設置しようとしている施設に相当の騒音等を発生する機器等が含まれていないかどうか過去の被害事例等も調査して検討を加え、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺は、元来、自然豊かで閑静な地域であることから、本事業計画の実施に伴い発生することが想定される騒音等については、工所用資材の搬出入による場合等を含めて周辺地域住民の生活、遺跡、野生生物相その他自然環境等に影響が及ぶことのないよう、確実に対策を実施すること。

#### 4 熱の放射について

熱の放射については、設置を想定している太陽光電池モジュール等の設計内容を踏まえ、関係部品等の仕様に基づいた根拠のある具体的な数字を用いた計算を追加し、その結果を評価書に記載すること。

#### 5 地盤について

対象事業実施区域及びその周辺は、表層地質として主に砂岩又は凝灰岩が分布している範囲内に当たり、施工対象の岩盤が現状では硬固若しくは安定性に関して十分な強度を呈していたとしても、露出とその後の時間経過により、風化又は劣化する可能性があり、最近の降雨強度の増加も見られることから、本事業計画の実施による地形改変後は、表層保護措置、斜面等の安定措置等の十分な対策や定時的な観測による維持管理等を確実に実施するとともに、それらに係る事後調査を実施すること。

#### 6 水環境について

- (1) 対象事業実施区域に近接して滝集落の生活用水の水源ともなっている「滝の弘法清水」に代表される良質な湧水が複数分布していることから、本事業計画の実施に当たっては、それらの湧水の水量、水質及び水温に影響が及ぶことのないように、十全な対策を講じるとともに、それらの影響の有無を事後調査の実施により確認すること。
- (2) 本事業計画の実施に伴う土砂、濁水や汚水の周辺河川等への直接流出は、余裕のある規模の防災調節池、土砂流出防止柵等の設置及び適切な維持管理等により確実に防ぐこと。

なお、防災調節池、土砂流出防止柵等の設計については、最近の雨量の状況を踏まえ、安全性を優先的に確保するように検討を加えて、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

#### 7 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、現在、谷津田環境に連続する自然豊かな丘陵森林であり、多くの希少な野生生物種の生息が確認されていることから、必要に応じて専門家の助言を受けながら環境保全措置を追加し、本事業計画の実施に伴う野生生物の生息への影響を最大限回避及び低減すること。

なお、一般に太陽電池モジュール表面が、水辺を好む野生動物等によって水面と誤認される可能性があることに注意すること。

(2) 動物に係る現地調査について、現実に実施した踏査経路が明らかになっていないため、評価書において具体的に図示すること。

また、昆虫類の生息に係る現地調査について、調査地点が対象事業実施区域の東側に偏って設定されていたことから、不十分な調査結果となっているため、西側に調査地点を加えて追加実施すること。

なお、環境影響評価準備書に記載されている動物に係る予測及び評価結果については、予測対象種の個別に具体的な検討内容の説明を全く欠いているため、評価書において綿密なものとなるよう、説明を追加すること。

(3) 本事業計画については、土地の形質の相当大規模な変更が想定されており、加えて多数の樹木が伐採されることにより旧来の丘陵が持っている水源涵養機能や当該森林内の湿度保持力が大きく低下したり、近隣に分布する複数の谷筋へ濁水が流出する可能性等を否定できないため、生息環境に甚大な影響が生じることが予想される重要な哺乳類、魚類、両生類、昆虫、植物等について、まだその種同定や生息の実情の把握が出来ていないものについては、適季に卵囊や花の観察等の必要な調査を追加するとともに、移植を含む環境保全措置の検討を追加して、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

併せて、動植物・生態系に係り相当の事後調査の計画を拡充し、綿密になるように実施すること。特に大規模な太陽光電源開発行為が隣接地に生息する重要な猛禽類や重要な水生生物の生息に甚大な影響を及ぼすことが強く懸念されるため、当該水生生物の生息に係る事後調査を追加するとともに、当該猛禽類の生息に係る事後調査については、対象事業実施区域近傍にてその営巣が確認されるまで、少なくとも5年間は継続すること。

(4) 計画している防災調節池の下流が重要な水生生物の生息地となっていることから、環境保全措置として、当該防災調節池に連絡する小河川の水量が適当に維持されるように放水量の調整について検討を加えて、その結果を具体的に評価書に記載すること。

(5) 森林開発の対象範囲における補植や生じた法面等の緑化の計画については、使用する植物種等を含めて生態系の攪乱を最大限抑止するように対象事業実施区域及びその周辺に現在生育している植物の種子等に抛る等、それらの計画内容が十全になるように検討を加え、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

## 8 景観について

(1) 本事業計画においては、土地の形質の相当大規模な変更が想定されており、従来の丘陵森林の景観が大きく変貌することが予想されるため、環境緩衝帯の整備拡充を含む対策の検討を追加して、その結果を評価書に具体的に記載すること。

また、景観に係る額取山での現地調査については、その山頂より対象事業実施区域方面の眺望が開けて得られる登山道途中の「一本松」付近を加えて追加実施すること。

(2) 対象事業実施区域に近接して複数の住宅が分布し、額取山登山道の一部からも対象事

業実施区域が相当目立って見られることから、太陽電池モジュール表面への日照により生じる反射光による環境影響について検討を追加し、その結果を評価書に具体的に記載すること。

#### 9 廃棄物等について

- (1) 本事業計画の実施に伴い発生することが想定される伐木、建設廃材、残土等については、発生量とその抑制、処理方法等について、計画工作物の材質や耐久性を含めて検討を追加し、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。
- (2) 本事業計画を推進するに当たり、予め発電設備の関係機器や部品等の経年劣化を適切に想定して、それらの更新や廃棄処分の計画を策定して評価書に具体的に記載すること。

#### 10 放射線の量について

郡山市は、平成23年3月1日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る汚染状況重点調査地域として指定されていた経過があり、山林については除染が行われていないことから、本事業計画の推進に先立ち、あらためて発電機設置想定範囲や資材搬入用道路等の複数地点において放射線量（空間線量及び表面土壌の放射能濃度）の測定を実施して、施工上の安全を確認すること。

なお、本事業計画の実施に伴い相当濃度の放射性物質が含まれる廃棄物等が発生した場合には、関係機関の指導等に基づき、当該廃棄物等を汚染の拡大がないように適正に処理すること。

#### 11 文化財について

対象事業実施区域周辺には、小屋館跡等の周知の埋蔵文化財の包蔵の該当があり、対象事業実施区域は広く未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、遺物の表出の有無に注意しながら施工を進めること。

#### 12 その他

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、現在、道路事情が良くないため、資材の運搬等のために道路を使用するに当たり、交通安全対策を十全にすること。
- (2) 計画施設の稼働中の維持及び安全管理、計画供用期間終了後の廃止、環境回復措置等については、将来にわたって対象事業実施区域周辺に影響が及ぶことのないように綿密な検討を加え、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。
- (3) 対象事業実施区域周辺は現在農林業の盛んな地域であり、対象事業実施区域に近接して安積疎水が位置していることから、本事業計画を進めるに当たっては、農業用水を含め農作物の栽培、森林施業等に影響を及ぼすことのないようにすること。
- (4) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。

以上